

※ 登録番号	第 38 号 (令和 5年 1月 9日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <input type="checkbox"/> 総合不動産投資顧問業 <input checked="" type="checkbox"/>	
2.法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	みつびしゆーえふじえいしんたくぎんこうかぶしきがいしゃ 三菱UFJ信託銀行株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	ながしま いわお 長島 巖	
5.資本金額	324,279,038,516円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
	次葉のとおり	

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(いけがや みきお) 池谷 幹男	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(ながしま いわお) 長島 巖	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(やすだ たかゆき) 安田 敬之	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(おおもり じろう) 大森 治朗	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(とがわ じゅん) 十川 潤	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(やましろ ゆういちろう) 山代 雄一郎	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(あらい しんいち) 新井 進一	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(きむら ともひろ) 木村 智広	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(あい さちこ) 相 幸子	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(あんどろ ひろし) 安藤 裕史	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(おくやま げん) 奥山 元	取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(たかせ ひであき) 高瀬 英明	取締役	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(うまばやし しゅうじ) 馬林 秀治	取締役・監査等委員	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(なかがわ せい) 中川 聖	取締役・監査等委員	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(おかだ まさつね) 岡田 匡雅	取締役・監査等委員	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤
(きたがわ てつお) 北川 哲雄	取締役・監査等委員	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(いむら じゅんこ) 井村 順子	取締役・監査等委員	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(こばやし ようこ) 小林 洋子	取締役・監査等委員	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(たんご やすたけ) 丹呉 泰健	取締役・監査等委員	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤
(ないとう じゅんや) 内藤 順也	取締役・監査等委員	常勤・ <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(やすだ たかゆき) 安田 敬之 (受託財産部門長)	取締役副社長執行役員	
(かわかみ ゆたか) 川上 豊 (受託財産副部門長)	常務執行役員	
(せき ひろゆき) 関 博之 (不動産投資顧問業に関し 営業所の業務を統括する者)	オルタナティブ・アセット運用部長	
(てらさわ やすお) 寺澤 康雄 (不動産投資顧問業に関し 営業所の業務を統括する者に 準ずる者)	オルタナティブ・アセット運用部副部長	
(ふかさわ しんいち) 深澤 真一 (判断業務統括者)	オルタナティブ・アセット運用部 不動産アセットマネジメント室 室長 兼 運用管理課 課長	投資判断・売買
(なかもり たかお) 中森 崇夫 (判断業務統括者)	オルタナティブ・アセット運用部 上級調査役	貸貸・管理等
(いちかわ あきこ) 市川 晶子 (コンプライアンス・オフィサー)	受託監理部長	
計 7 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 店	平成17年10月1日	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 03-6250-4600
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1.投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産

(1)種類

オフィスビル、商業施設、住居、ホテル、物流施設その他不動産全般。

(2)規模

特段の定めを設けない。

(3)地域

三大都市圏および主要地方都市を投資対象地域とするが、個別の不動産の用途・特性等を勘案のうえ、他地域所在の不動産を投資対象とすることがある。

2.助言の方法

助言の方法につき特段の制限を設けない。

3.報酬体系

以下の報酬体系を標準とするが、契約書に明記のうえ顧客との間において合意が得られた場合には、異なる報酬体系を適用することができるものとする。

(1)投資助言業務

①単発的取引

宅地建物取引業法に定める売買の代理に関する報酬の額を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

②継続的取引

(2)の投資一任業務に準じ、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

(2)投資一任業務

以下の①から④の全部または一部を組み合わせた報酬体系とする。

①期中運用報酬

期中の運用業務（④に掲げる業務を除く。）に係る報酬として、対象不動産の取得価格または評価額の年率2%を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

②設定時報酬

個別案件の設定に係る報酬として、対象不動産の取得価格の3%を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

③終了時報酬

(a)・(b)のいずれか一方のみ、または両方を組み合わせた報酬体系とする。

(a)定額報酬

個別案件運用終了に伴う事務（④に掲げる業務を除く。）に係る報酬として、運用対象不動産の取得価格、売却価格または評価額の3%を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

(b)インセンティブ報酬

契約毎に顧客と協議のうえ予め設定した目標リターンの超過額に対して、顧客と協議のうえ定めた料率（50%を上限とする。）を乗じた額。

④売買事務取扱報酬

対象不動産の売買に係る報酬として、業務内容に応じ、宅地建物取引業法に定める売買の代理または媒介に関する報酬の額を上限とし、契約毎に顧客と協議のうえ定める額。

4. 報酬の支払時期

(1) 投資助言業務

単発的取引に係る助言契約の場合には、当該助言契約に定める支払日とする。
継続的助言の場合には、3ヵ月毎あるいは契約の規定による。

(2) 投資一任業務

① 期中運用報酬

計算期間毎あるいは契約の規定による。

② その他の報酬

代金決済時あるいは契約の規定による。

5. その他

投資助言業務または投資一任業務の実施にあたっては、必要に応じて、匿名組合、信託及び特定目的会社を用いる。この場合の投資ビークル選択方法については特段の定めを設けない。

(記載の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、G I P S 基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第33条の2の登録	関東財務局長（登金）第33号	平成19年9月30日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	届出第6号	昭和40年4月14日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可	金融庁長官・国土交通大臣第5号	平成7年4月27日

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 信託業務2. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引および為替取引3. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務4. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、
売買その他の業務5. 前各号の業務のほか、銀行法、担保附社債信託法その他の法律により銀行または信託会社が営むことのできる業務6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 |
|---|

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
<small>かぶしきがいしゃみつひしゆーえふじえー</small> 株式会社三菱UFJ <small>ふいなんしゃる</small> フィナンシャル・ <small>ぐるーぷ</small> グループ	3,497,754,710株	100%	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

1.3. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(きたがわ てつお) 北川 哲雄	東京都立大学 (大学)
(いむら じゅんこ) 井村 順子	井村公認会計士事務所 (公認会計士事務所)
(ないとう じゅんや) 内藤 順也	桃尾・松尾・難波法律事務所 (法律事務所)
(たかせ ひであき) 高瀬 英明	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (純粋持株会社) 株式会社三菱UFJ銀行 (銀行業)

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。